

社団法人日本皮革産業連合会 常勤役員退任報酬支給規則

平成3年12月19日制定

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本皮革産業連合会第17条の規定に基づき同連合会事務局(以下「事務局」という。)に常勤する役員が退任した場合に支給する報酬に関する必要な事項を定め、事務の円滑な運営に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 退任報酬は、勤続年数2年を超える常勤役員(定款第17条)に支給する。

(退任報酬の額)

第3条 退任報酬は、退任時の報酬月額に、次の勤続期間に応じた割合を乗じ、その者の勤続年数を乗じて得た額の合計とする。

(1)勤続5年までは1年につき100分の130。

(2)勤続5年をこえ8年までの期間は1年につき100分の150。

(3)勤続8年をこえた期間については1年につき100分の180。

2. 役員が次の各号の一に該当する場合には、前項の規定により計算して得た額に、その役員の報酬月額に100分の300以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(1)在任中に死亡したとき。

(2)やむを得ない業務上の事由により退任したとき。

(3)前各号に定めるほか特に増額の必要があると認められたとき。

(退任報酬の支給)

第4条 退任報酬は法令により、その退任報酬から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(支給制限)

第5条 定款第16条により解任された者に対しては、同条第1項第1号の規定の場合を除き支給しない。

(在任年数の計算)

第6条 第3条の在任年数は、就任した日から属する月から退任した日の属する日までの月数を12で除したものとし、端数は5捨6入とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第4条に規定する遺族の範囲及び順位は次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位とする。

(1)配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様事情にあつた者を含む。)

(2)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹及びその他の親族で、役員死亡主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者。

(3)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者。

2. 前項第2号及び第3号の規定中、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

その他の親族については、役員との親等の近いものを先にする。

3. 退任報酬を受けべき親族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定の定めるところによる退任報酬の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(附則)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。